

所定疾患施設療養費の算定状況

厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況について公表します。

平成 30 年度算定状況(平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)

疾病名	件数	日数
肺炎	11	63
尿路感染症	3	17
带状疱疹	0	0

算定要件

- 対象の入所者は次のいずれかに該当する者であること。
 - ・肺炎
 - ・尿路感染症
 - ・带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とするものに限る)

※ 入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った時に算定する。
※ 同一の入所者について1月に1回、連続する7日間を限度として算定する。
※ 緊急時施設療養費を算定した日には算定しない。
- 診断名、診断を行った日、投薬、行った検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
- 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する当により、毎年度の当該加算の算定状況を報告すること。